

朝日町議会定例会（一般質問）の録画放送のお知らせ

第4回朝日町議会定例会（12月議会）の一般質問の様子が下記日程で放送される予定です。

・12月17日（火）19時～ ・12月21日（土）19時～（再放送）

放送チャンネルは、CCNet12（地デジ121ch）

※上記は予定です。変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

問い合わせ先 議会事務局 TEL 377-5656



マイナンバーカード臨時窓口について

次のとおり、休日の臨時窓口を開設します。
マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書書の更新などの手続きができます。
なお、臨時窓口はすべて予約制です。
予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。

【休日臨時窓口】

1月26日（日）

9時～13時（最終の受付は12時45分）

※予約や予約の変更は、事前（直近の役場開庁日まで）に連絡をお願いします。（当日の予約は受け付けていません。）

※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。

※平日は9時～16時40分の間で予約を受け付けています。

予約・問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653



まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでのどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

○マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で資格確認書をお届けします。

○新たに後期高齢者になった方

申請不要で資格確認書をお届けします。

※来年7月末まで



○マイナ保険証での受診が困難な方

（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）

申請いただくことで資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

問い合わせ先

<マイナンバーカードに関すること>

広報・町民課 TEL 377-5653

<国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に関すること>

保険福祉課 TEL 377-5659



建物を取り壊したときは税務課へご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産所有者に課税されます。住宅や車庫などの建物を取り壊したとき（一部分の取り壊しを含みます）は、現況確認が必要ですので、税務課へ必ずご連絡ください。連絡がないと、確認ができず引き続き課税されることとなります。

また、登記済の建物を壊したときは、法務局で滅失登記の手続きも必要となります。

問い合わせ先 税務課 TEL 377-5655

